

27監査公表第7号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成27年4月24日に福岡市長から財政援助団体等監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成27年6月25日

福岡市監査委員 川上晋平
 同 大石修二
 同 齋田雅夫
 同 伯川志郎

1 監査報告と措置の件数

27監査公表第2号（平成27年2月5日付 福岡市公報第6179号 公表）分・・・2件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

27 監査公表第2号（平成27年2月5日付 福岡市公報第6179号 公表）分

（出資団体監査）

（工事監査）

1 公益財団法人福岡市水道サービス公社

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 間接工事費の積算を適正に行うべきもの 須恵川橋水管橋外1箇所塗装工事[No.7] （契約金額1,121万6,100円） 本工事は水管橋腐食防止のための塗装更新工事である。 間接工事費の積算において、共通仮設費率及び現場管理費率の補正を誤った結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （中部保全事務所）	（公財）福岡市水道サービス公社に対し、適正な工事費の積算徹底を要請した。 （公財）福岡市水道サービス公社においては平成27年2月に工事費の積算ミスの再発防止を目的とした積算チェックシートを作成し、積算に携わる所属職員に対し活用方法についての研修を行い、周知徹底を図っている。 また、同公社保全部内会議において積算チェックシートを紹介し、各課においても同様に活用できるよう周知を行っている。

（公の施設の指定管理者監査）

（事務監査）

1 特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
監査の結果、下記のとおり注意、改善を要す	指定管理者が行う施設管理業務に対し所

る事項等が見受けられた。

指定管理者が行う施設管理業務に対し所管課として適切な履行確認を行うよう注意を求めめるもの

指定管理者の所管課は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合は、施設の管理に係る基本協定書等に基づき適正に履行されているか報告書や実地調査により確認しなければならない。しかしながら、平成23年度、同24年度及び同25年度「ひとり親家庭支援センター」の施設管理業務において、仕様書に建築設備の保守管理や環境維持管理について実施回数の基準を規定しており、指定管理者は適正に施設管理業務を行っていたが、所管課は基準を満たしているか確認できるような書類の提出を定めておらず、報告書や実地調査による適切な履行確認を行っていなかった。

今後、基本協定書等で定めた業務について、実施報告書の提出を求め、履行状況等を適宜把握、検証し、必要に応じた適切な履行確認並びに指導を行うよう十分注意されたい。

(こども未来局こども家庭課)

管課として実施すべき適切な履行確認について、平成26年11月27日に定期監査結果の最終確認が送付されたことを受け、同日その報告方法について指定管理者と協議を実施。

翌28日、施設管理業務において、仕様書に規定された建築設備の保守管理や環境維持管理について、実施回数を記載する報告書面を月次及び年次報告書に加えることとし、様式を作成し11月分より提出するよう指定管理者に指示。

12月7日に、11月分報告において「施設の管理に関する業務」として報告書面を受理確認した。

今後において、履行状況等を適宜把握、検証し、必要に応じた適切な履行確認及び指導に努めていく。